

自分スタイルで地域農業を支える

多様な農業人材を 応援します!

定年退職後から
就農しました。

副業で
始めてます!

移住して農業
始めました。

多様な農業人材とは

兼業農家、半農半X、定年帰農者、専業農家(核となる担い手以外)など、地域農業に貢献する意欲のある農業者のこと。

地域農業が持続的に発展していくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人などの核となる担い手と、兼業農家や定年帰農者など`多様な農業人材`が協力して、地域の農業・農地を守っていくことが重要になっています。

香川県では全国に先駆けて「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設し、認定を受けた方の規模拡大や新たな品目・新技術の導入などの経営計画の達成に向けた取組みを支援しています。

計画達成に向けた支援策

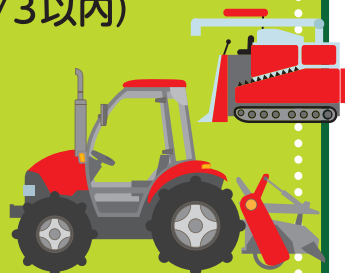
補助金

トラクターや田植機、ビニールハウスなどの購入、遊休施設の修繕等の費用の一部を支援します(条件等は裏面を参照ください)。

上限 **200万円**
(事業費の1/3以内)

研修等

県農業改良普及センターや農業大学校で、野菜や果物の栽培講習や、パイプハウス移設講座、経営相談などが受けられます。



多様な農業人材経営計画認定制度

経営発展に意欲的な農業者を幅広く担い手としてとらえ、市町が策定する地域計画※に農業を担う者として位置づけられた農業者が創意工夫により経営発展を目指す経営計画(多様な農業人材経営計画)を認定する制度。

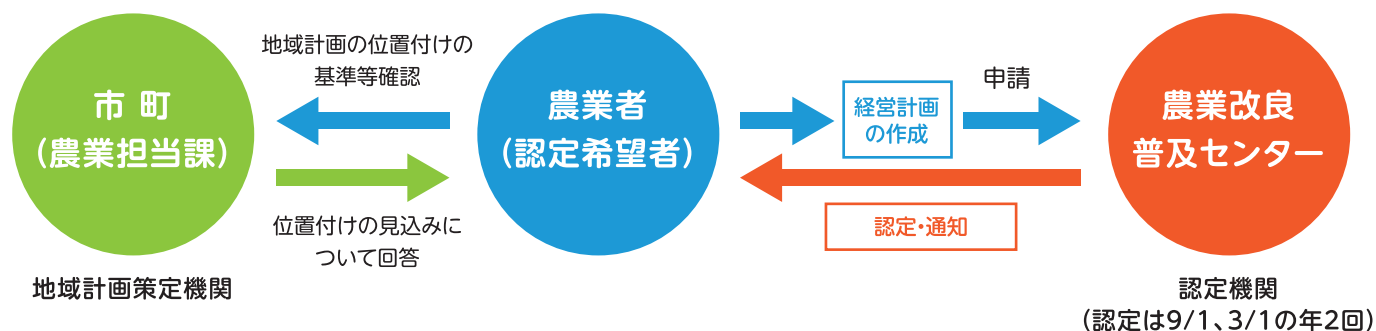
※地域計画は、農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図のこと。

多様な農業人材経営計画の認定を受けるための要件(①～④の全てを満たすこと)

- ①地域計画に「農業を担う者」として位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること
(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者は対象外)
- ②営農を5年以上継続する意欲があること
- ③農産物販売金額50万円以上を目指すこと
(集落営農組織の構成員となっている場合、その活動に含まれる販売金額は対象になりません。)
- ④地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと

多様な農業人材経営計画の認定の手順

【申請期間】9月認定は4～7月、3月認定は10～1月



※申請前に、農業改良普及センターに事前相談をお願いします。

多様な農業人材経営計画の認定を受けた方への補助事業の概要

地域農業を担う多様な農業人材として認定された認定農業人材の規模拡大や新たな品目・新技術の導入など経営計画の達成に必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

- ①対象者・・・認定農業人材(多様な農業人材経営計画の認定を受けた者)
- ②対象となる事業内容・・・○新たに導入する農業用機械・施設
○空きビニールハウスなど遊休施設の整備にかかる改修・移設
- ③助成額・補助率・・・事業費の1/3以内(県1/6以内、市町1/6以内)
上限200万円(県100万円、市町100万円)
- ④申請先・・・市町農業担当課
- ⑤留意事項・・・○軽トラックなど汎用性の高い機械や単なる機械の買い替えは対象外とします。
○作業面積に沿った能力の機械とし、過剰な機械導入でないこと。
○補助金は、予算の範囲内で交付するため、内容が補助対象事業に該当する場合であっても必ず交付対象となるものではありません。申請者の取組計画(拡大面積、積極的な営農展開等)を審査し、予算の範囲内で採択します。取組計画は事業実施年度の翌々年度(目標年度)までに達成している必要があります。

多様な農業人材経営計画認定の申請先

東讃農業改良普及センター(さぬき市津田町津田930-2) tel.0879-42-0190
小豆農業改良普及センター(小豆島町池田2519-2) tel.0879-75-0145
中讃農業改良普及センター(善通寺市生野本町1-1-12) tel.0877-62-1022
西讃農業改良普及センター(三豊市豊中町笠田竹田438-1) tel.0875-62-3075

地域計画に関する問い合わせ、補助事業の申請先

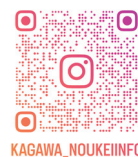
各市町農業担当課

問い合わせ先

香川県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室 高松市番町四丁目1-10 tel.087-832-3408

各問い合わせ先の受付時間 平日 8時30分～17時

制度の詳細等は、HPをご確認ください。また様式等はHPからダウンロードできます。



KAGAWA_NOUKEINFO

香川県多様な農業人材

検索